



長	副会長	事務局長	課

宮崎労発基 1124 第 1 号

令和 3 年 11 月 24 日

県内発注機関・建設業関係団体の長 殿

宮崎労働局長
(公印省略)

令和 3 年度年末年始建設業労働災害防止強調運動の実施について

時下、益々御清栄のことと御慶び申し上げます。

また、労働行政の推進につきまして、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年も年末年始の時季を迎え、宮崎労働局と公共工事等発注機関（国・県）及び建設業関係団体等の主唱により、建設現場における労働災害防止対策の徹底を図るべく、別添「令和 3 年度年末年始建設業労働災害防止強調運動実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、標記運動を令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 1 月 15 日までを実施期間として、広く展開することとしております。

また今年度は、県内の建設業における労働災害が増加している状況を踏まえ、貴機関・団体におかれましても安全パトロールの実施等、積極的な取組をよろしくお願い申し上げます。

また、同運動の周知用ポスターを同封しますので、ご活用くださいますよう併せてお願いいたします。

【担当】 宮崎労働局労働基準部健康安全課

TEL 0985-38-8835

令和3年度 年末年始建設業労働災害防止強調運動実施要綱

1 目的

宮崎県内の建設業における労働災害発生件数については、長期的に見ると減少傾向にあるものの、平成20年以降、毎年1件から5件の間で推移していた死亡災害が、令和元年・2年に2年連続で5件発生し、また休業4日以上之死傷災害についてもここ10年ほどは毎年200件前後で推移していたのが令和2年は大幅に増加し245件（前年比47件増）発生するなど、大変憂慮すべき状況が続いている。

このような中、平成30年度からスタートした宮崎労働局第13次労働災害防止推進計画においては、建設業の死亡者数を平成29年の3人と比較し、令和4年までに1人以上減少させることを目標としており、その具体的取組として、①墜落・転落防止措置義務履行の徹底、②脚立等作業における移動式足場等の導入推進及び保護帽着用の徹底、③発注者・関係団体等と連携した労働災害防止強調運動等の展開を重点に掲げ、労働災害防止対策を推進しているところであるが、今年に入っても、10月末現在ですでに3件の死亡災害が発生しており、宮崎労働局第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向け、非常に厳しい状況にある。

また、これらの死亡災害の発生状況を見ると、高所からの墜落、車両系建設機械との接触災害など、過去に繰り返された災害がいまだに発生している現状にあり、今後このような同種災害を防止するため、今まで以上に建設現場における基本的な安全管理の取組みの徹底が求められるところである。

さらに例年、年末から年始にかけては労働災害が増加する時期であり、特に建設業においては最盛期を迎える現場も多くなることから、今後、建設現場における安全管理活動への一層の取組みが重要になると考えられる。

以上のことから、年末・年始の時期を中心とした12月1日（水）から1月15日（土）までの期間中、労働災害の撲滅を目指し、関係行政機関、労働災害防止団体及び事業者が一体となつて、本運動による労働災害防止の取組強化を図ることとする。

2 実施期間

令和3年12月1日（水）から令和4年1月15日（土）

3 主唱者

◎ 厚生労働省宮崎労働局

（宮崎労働基準監督署、延岡労働基準監督署、都城労働基準監督署、日南労働基準監督署）

◎ 国土交通省九州地方整備局

（宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、宮崎港湾・空港整備事務所）

◎ 農林水産省九州農政局（宮崎中部農業水利事業所）

- ◎ 宮崎県（県土整備部、農政水産部、環境森林部、宮崎県企業局）
- ◎ 建設業労働災害防止協会宮崎県支部
- ◎ 宮崎県港湾漁港建設協会
- ◎ 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部

4 重点事項

(1) 安全管理体制の整備等

- ・ 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者等の選任と的確な職務の遂行
- ・ 安全衛生教育の計画的実施
- ・ 新規入場者教育の徹底
- ・ KY活動の充実
- ・ 就業制限業務に係る資格確認の徹底
- ・ 「現場代理人による『安全現場宣言運動』」の取組の徹底

(2) 墜落・転落及び飛来・落下災害防止対策

- ・ 民間工事における手すり先行工法の導入促進
- ・ 高さが2メートル以上の箇所での墜落防止措置の徹底
- ・ 墜落制止用器具（フルハーネス型）の導入促進
- ・ 足場等における安全な昇降の徹底
- ・ 足場の組立て等作業主任者の選任と的確な職務の遂行
- ・ 脚立の適正使用とはしごの転位防止措置の徹底
- ・ 足場のメッシュシート、幅木等の飛来・落下防止措置の徹底
- ・ 足場の組立て等の業務に係る特別教育受講の徹底
- ・ ロープ高所作業における危険防止の徹底

(3) 建設機械・移動式クレーンの災害防止対策

- ・ 有資格者による運転の徹底
- ・ 建設機械の転落、転倒防止対策の徹底
- ・ 車両系建設機械及び移動式クレーンの作業半径内への立入禁止の徹底
- ・ 主たる用途以外の使用制限の遵守
- ・ 車両系建設機械運転中のシートベルト着用の徹底

(4) 地山の崩壊・倒壊災害防止対策

- ・ 地山掘削の作業計画作成と計画に基づく作業の実施
- ・ 掘削面のこう配基準の厳守
- ・ 地山掘削作業主任者の選任と的確な職務の遂行
- ・ 土止め支保工の適切な組立て及び点検の実施
- ・ 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドラインの周知

5 主唱者の実施事項

(1) 主唱者の連携による実施事項

- ・ 建設工事現場への合同安全パトロールによる指導

(2) 関係行政機関及び団体の実施事項

① 厚生労働省宮崎労働局

(宮崎労働基準監督署、延岡労働基準監督署、都城労働基準監督署、日南労働基準監督署)

- ・ 集中的な監督指導等の実施
- ・ ホームページの活用等による建設労働災害防止対策の周知・啓発

② 建設工事発注機関

◎国土交通省九州地方整備局

(宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、宮崎港湾・空港整備事務所)

◎農林水産省九州農政局(宮崎中部農業水利事業所)

◎宮崎県(県土整備部、農政水産部、環境森林部、宮崎県企業局)

- ・ 工事施工計画段階における安全管理対策の確認及び指導
- ・ 現場担当者による安全管理状況の確認及び指導
- ・ 災害発生時の緊急連絡体制の確立及び避難訓練の実施状況の確認

③ 労働災害防止団体

◎建設業労働災害防止協会宮崎県支部

- ・ 会員事業者に対する建設労働災害防止対策の要請
- ・ 労働災害事例等の情報提供及びリーフレット等の配布

◎宮崎県港湾漁港建設協会

- ・ 会員事業者に対する建設労働災害防止対策の要請

◎(公社)建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部

- ・ 特定自主検査業者の検査時等における災害事例等の情報提供及びリーフレットの配布等による啓発
- ・ 会員事業場等が実施する車両系建設機械に係る安全教育に対する援助

6 事業場の実施事項

- ① 現場代理人等を中心とした現場での安全衛生活動の充実
- ② 経営首脳等による現場パトロールの実施
- ③ 安全衛生教育の実施
- ④ 建設三大災害(墜落・転落災害、重機災害、崩壊・倒壊災害)防止対策の徹底
- ⑤ 墜落抑止用器具(フルハーネス型)の導入
- ⑥ 「現場代理人による『安全現場宣言』運動」の取組

7 車両系建設機械等貸与者の実施事項

- ① 車両系建設機械、移動式クレーン及び高所作業車等の貸与時における技能講習修了証の確認
- ② 労働災害事例等の情報提供、リーフレットの配布等による啓発

8 その他

- (1) 事務局は宮崎労働局労働基準部健康安全課に置く。
- (2) 事務局は必要に応じ、関係機関及び関係団体を招集し、連絡会議を開催する。